

廿日市市こども計画の策定について

1. 策定の目的

こども計画は令和5年4月に施行されたこども基本法第10条に基づく計画であり、こども大綱や都道府県のこども計画を勘案し、市町村はこども計画の策定に努めることとされている。

国の目指す「こどもまんなか社会」の実現並びに市の『こどもが主役のまち はつかいち』宣言の具体化に向けた指針とするため、こどもや当事者の意見も踏まえ、策定する。

2. こども計画の概要

(1) 主な内容

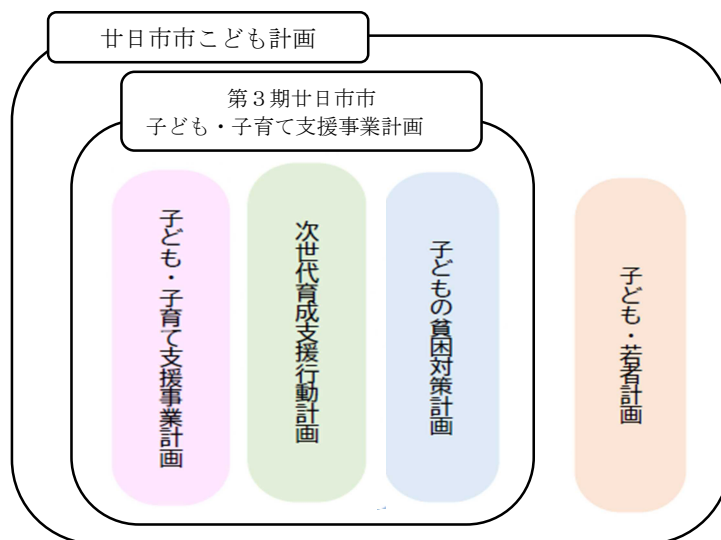
- ア こども施策に関する基本的な方針
- イ こども施策に関する重要事項
- ウ こども施策を推進するための取り組み

「こども施策」とは

児童福祉、子育て支援にとどまらず、教育、医療、雇用など、こども・若者が大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に資する幅広い取り組み

(2) 子ども・子育て支援事業計画との関連

令和7年3月に策定した「第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を中心とした要素を加え、「廿日市市こども計画」とする。



※ 市の上位計画である市総合計画や教育振興基本計画などの関連計画と整合を図る。

(3) 計画の対象

妊娠期からおおむね30歳未満のすべてのこども・若者と子育て家庭及びこども・若者を取り巻く地域、関係団体、事業者等

※ひろしま子供の未来みんなで応援プラン(広島県こども計画)の扱いに同じ

■こども・若者の年齢について

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされているが、廿日市市こども計画では、次のように定義する。

こども・・・乳幼児期から思春期までの年齢（0～18歳未満）

若者・・・青年期と呼ばれる、おおむね18歳以降から30歳未満

(4) 計画期間

令和8年度～令和11年度（4年間）